

令和3年度加古川市上下水道施設整備事業者選定委員会（第1回）

- 日時 令和3年9月3日（金）午前10時00分～
- 場所 web会議
- 出席者
- 委員（五十音順）
石丸委員、上野委員、岸本委員、高岸委員、長田委員
 - 事務局
植田局長、金澤次長
山本課長、岩田副課長、島田担当副課長、船倉係長、横尾
大谷担当副課長
望月係長

株式会社日水コン社員2名

■次第

- 1 開会
- 2 上下水道局長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 委員長、副委員長の選出及びあいさつ
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）実施方針（案）の公表結果について
 - (2) 志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）プロポーザル関係資料について
 - (3) 事業者選定基準（案）及び技術提案書評価シート（案）について
- 7 閉会

■配布資料

- ①次第
- ②事業者選定計画表
- ③実施方針(案)
- ④募集要領(案)
- ⑤要求水準書(案)
- ⑥提出書類作成要領及び様式集(案)
- ⑦污水管渠平面図（懸案地点）2地区分
- ⑧基本協定書(案)及び各契約書（案）
- ⑨事業者選定基準（案）
- ⑩技術提案書評価シート（案）

■議事要旨

1 開 会

2 上下水道局長挨拶

局長 失礼いたします。加古川市 上下水道局 局長の植田でございます。

本来であれば、上下水道事業管理者の井手がご挨拶させていただくべきところでございますが、業務の都合により私から開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

このたび、委員の皆さまにおかれましては、委員就任に際してご快諾を賜りましたことを改めてお礼申し上げます。また、平素より、加古川市政の推進に格別のご理解とご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りしましてお礼申しあげます。さらに、本日WEBでの開催となる中、機材等の準備などお手数をおかけしております。また、運営に関して色々ご不便もあるとは思いますが、本日はよろしく願いいたします。

上下水道局では、生活排水処理の早期実現に向け、平成 26 年度末に、公共下水道の排水区域を大幅に縮小するとともに、早期概成を目指す手法として、国が推奨する PPP 方式による官民連携事業を導入し、積極的に公共下水道の未普及解消に取り組むこととしました。

ご承知のとおり、令和元年度より、第 1 工区として、志方第 1 地区について、設計施工を一括で発注する DB 方式による施工を実施しているところです。昨年度につきましては第 2 工区の公募を行いました。残念ながら応募がありませんでした。しかしながら、概成に向けては、民間事業者の優れた企画力や技術力を活用し、効果的かつ短期間に公共事業を達成できる PPP 方式による施工に大いに期待を寄せているところであます。今年度においても、一部の事業内容の見直しをおこない、再度、第 2 工区として志方第 2 地区、志方第 3 地区を DB 方式により進めてまいりたいと考えています。本日は、第一回目として本事業に係る契約候補者の選定に関して諮問させていただくことになっていますが、委員の皆さまには忌憚のないご意見、ご提言をいただき、本事業の運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申しあげます。以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

3 委員の紹介

4 委員長、副委員長の選出及びあいさつ

(規程に基づき、委員からの推薦により、石丸委員を委員長に、岸本委員を副委員長に選出)

委員長： 明石高専の石丸です。昨年に引き続き委員長をさせていただきます。委員会
が上手くいくように、尽力させていただきます。よろしく願いいたします。

副委員長： 龍谷大学の岸本でございます。私も昨年から引き続き副委員長をさせていただきます。委員の皆様においても、昨年から引き続きの方が多いと思いますが、微力ながらご協力させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 諮問

6 議事

(1) 志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）実施方針（案）の公表結果について

委員長： それでは、次第に沿って進めたいと思います。議事(1)志方地区外公共下水道整備事業(第2工区)実施方針(案)の公表結果についての報告を事務局よりお願いします。

事務局： ご説明させていただきます。まずは、昨年度からの当該事業の経緯について簡単に説明いたします。

当該事業、志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）に関しては令和2年度にプロポーザル方式により事業者を募集しましたが、応募がありませんでした。その後の設計企業及び建設企業へのヒアリング等を踏まえ、事業規模の見直し、企業へ求める資格要件の一部緩和などをおこない、再度、事業者を募集することとし、現在、業務を進めており、当委員会にて事業者の選定を行うものであります。

それではお手元資料のA4横長の事業者選定計画表をご覧ください。

全体のスケジュールを簡単に説明します。上段の選定業務の欄をご覧ください。まず、4月下旬に、建設企業396社と設計企業109社、計505社を対象に、事業説明会の案内をおこない、うち19社の参加にて、5月19日にオンラインで実施方針(案)の概要説明及び企業同士の情報交換会を実施しています。

また実施方針(案)につきましては、7月28日～8月10日の2週間、加古川市上下水道局のHPで公表し5月の事業説明会の開催案内した505社へお知らせ文を送付し、詳細な説明動画も公表しましたが、公表期間中に、意見や質問はありませんでした。この結果から、参画を検討されている企業が、実施方針の内容を、概ねご理解いただいたものと考えております。本日の委員会を経て、9月中旬から、募集要領等の公表を行い、10月後半より応募者の募集を実施し、12月の提案書の受付、1月の当委員会での事業者選定作業により、2月下旬での候補者の選定を予定しております。詳しい日程等は後程説明いたしますので、委員の皆様には、事業者選定にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

実施方針(案)につきましては、事前の個別説明にて昨年度からの変更点等について、説明させていただいておりますが、その後の主な修正箇所につきまして、ご説明させていただきます。13ページの1)設計企業に必要な資格

要件について、③、④の上水道の業務を行う企業の資格要件を①及び②の下水道に関する文言を参考に、同程度の資格及び実績を有すると表記していましたが、具体的な資格要件及び業務実績を表記しましたのでご確認ください。次に20ページのリスク分担表をご覧ください。No42の設計完了予定分における施工時の課題の三角の注釈を、局と協議して決定するとしてページ下部に追記しました。最後に23ページの7.3モニタリングの方法をご覧ください。局が定めた方法の後に（検査等）を追記しております。この他、募集要領との表現を整合させるため、軽微な文言修正をしております。本日の委員会におきまして、ご確認くださいませました後、加古川市上下水道局のホームページにおいて、9月10日に公表したいと考えております。以上で、説明を終わります。

委員長： 事務局より、報告がありました、ただいまの内容についてご意見等はございますか。

委員： 3ページ表1-2の対象施設の設計条件表について、見え消し線で表記されているが、記載の仕方について検討が必要と考えられます。

事務局： 定型の様式を参考としています。ご指摘いただいた内容については、検討し必要に応じて修正します。

委員長： 他にご意見等が無いようであれば、議事（1）志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）実施方針（案）については、委員からいただいたご意見の内容を参考にし、今後はそれらを踏まえて、実施方針への反映を検討のうえ、公表に向けた手続きを進めていただきたいと思いますよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： それでは、事務局そのような形で、実施方針の公表手続きを進めてください。引き続き、次第に沿って進めたいと思います。議事(2)志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）プロポーザル関係資料に関しまして、資料の説明を事務局よりお願いします。

（2）志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）プロポーザル関係資料について

①募集要領(案)について

事務局： それでは、プロポーザル関係資料のうち、先ず、募集要領（案）について説明させていただきます。お手元の募集要領（案）につきましては、実施方針の内容に、応募事業者の募集に必要な手続きや契約に関する事項の具体的な内容を加えた構成となっております。実施方針と重複する部分は割愛し、今回は主となる内容や、昨年度の募集要領（案）から変更のあった内容を中心に、ご説明させていただきます。

先ず、3 ページをご覧ください。2-3 事業場所について昨年から辻地区を削除しております。また、2-4 対象施設について詳細設計完了予定分と基本設計完了分に分けて記載しております。以降、実施方針案に合わせて変更しております。次に 14 ページのプロポーザル応募に関する手続きをご覧ください。ここでは、応募資格審査書類や提案書類の受付に加え、プレゼンテーションの実施に関して、手続きの詳細を記載しております。(1) (2) をご覧ください。今後の予定としては、9 月 17 日～10 月 1 日まで、募集要領に関する質問の受付、関係する資料の閲覧・貸出を実施する予定です。(3) をご覧ください。10 月 22 日～10 月 29 日に応募資格審査書類の受付・審査を経て、(4) 提案書類の受付を 12 月 1 日～12 月 7 日に予定しています。15 ページをご覧ください。その後、基礎審査等を踏まえ、(6) 令和 4 年 1 月末に提案内容に関するプレゼン、ヒアリング等を予定しており、最終的に 2 月下旬に候補者の決定を行う予定です。続きまして、17 ページの見積上限価格をご覧ください。当該事業区域の基本設計に基づきまして、現在、工事費、工事監理業務委託費、設計業務委託費の積算額を精査しており、公表までに正確な額を記載いたします。次に 18 ページをご覧ください。応募者の備えるべき応募資格要件を記載しております。実施方針と同様の内容となります。(2) 設計企業に必要な資格要件の③と④について上水道についても下水道と同様に詳細な内容を記載しております。19 ページをご覧ください。昨年度から⑧の工事監理技術者の要件を、下水道は 1 級土木施工管理技士、上水は 1 級管工事施工管理技士の資格を有するものでも可能とし、要件の緩和をおこなっています。21、22 ページをご覧ください。プロポーザル応募時の提出書類の一覧を記載しています。これらの様式は、本日お配りしております提出書類作成要領及び様式集に添付しております。23 ページからは、事業者の選定方法を記載しています。25 ページをご覧ください。局と事業者の責任分担について、基本的な考え方等を記載しています。次に、25 ページ下段の 8-2. 契約の枠組みをご覧ください。(1) 事業契約の概要についてご説明いたします。設計企業、工事監理、工事請負の契約の方法について、複数年一括契約を基本とする旨を記載しております。27、28 ページをご覧ください。契約フローの概要として、詳細設計完了予定分と基本設計完了分の内容を記載しております。30 ページから 37 ページは質問書です。38 ページ、48 ページをご覧ください。共同企業体を結成する場合の特定建設工事共同企業体取扱要綱及び設計共同企業体取扱要綱を添付しております。この要綱につきましては、「国土交通省の共同企業体運用準則」に基づきまして、設計企業と建設企業のいずれも、共同企業体の構成員数は 3 社までとし、出資比率は、2 社の場合が 30%以上、3 社の場合が 20%以上と定めております。

以上が募集要領（案）についての説明でございます。

委員長： 事務局より、募集要領（案）について説明がありましたが、ただいまの説明について意見等はございますか。

委員： 募集要領 18 ページ 4-1 応募者に必要な資格の⑤において、加古川市の水道料金、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していない者とありますが、②③④については直近 1 年間滞納していない者とあります。⑤については限定しないのですか。二点目は、募集要領 22 ページ 提案書類の①見積書（内訳書）と提案書類作成要領及び様式集における様式 3-3 の見出しと整合していないのではないですか。

事務局： 4-1 応募者に必要な資格要件⑤の期間については、直近 1 年間と限定せず、水道料金、下水道料金及び受益者負担金を局で把握できる範囲で滞納していないか確認します。二点目については、記載内容を確認し、統一させていただきます。

②要求水準書(案)について

事務局： 続きまして、プロポーザル関係資料のうち、要求水準書（案）について説明させていただきます。要求水準書（案）につきましては、上下水道局が、事業者を求める業務の水準であり、この水準を、満たすことが技術提案の前提となります。提案書の内容がこの要求水準を満たしているかについて、上下水道局が基礎審査として評価を行い、満たしていない場合は失格となります。従来から実施している設計・施工分割発注におきましても、設計及び施工ともに、仕様書や設計基準を定めておりまして、今回の要求水準書（案）につきましても、基本的に、従来と同様の内容としております。

実施方針案と重複している箇所は割愛させていただき、主な項目について説明します。8 ページから 10 ページをご覧ください。基本的条件として関係法令及び基準・仕様等について記載しています。12 ページから 25 ページをご覧ください。設計業務、工事監理業務、工事施工に関しての一般的事項について記載しています。

今回、今後のコロナ対応に関しての記載も必要と判断し、設計・工事監理・工事施工にそれぞれコロナウイルス感染拡大防止に努める旨の記載を追加しています。16 ページ⑳、19 ページ㉑、25 ページ㉒が該当します。27 ページをご覧ください。本業務に関する要求水準に関して記載しています。

4.2 基本的事項に関する要件をご覧ください。1) の設計業務（下水道、上水道共通）では遵守すべき事項、路面復旧に関する内容、協議すべき事項、地下埋設物や土質調査などの調査事項、情報の取扱いに関する事項などについて記載しております。次に、28 ページ 2) の設計業務（下水道）をご覧ください。下水道管渠の設計要件を記載しております。汚水量原単位につきまし

て、昨年度から変更がありましたので修正した値を記載しております。また、下水道の設計を行う上で必要となる管きよの余裕率や最小管径などの設計条件について詳細に記載しております。続いて、29 ページ、3) 工事監理業務（下水道、上水道共通）をご覧ください。ここでは工事監理業務を行う上での留意事項や工事監理技術者の変更に関する留意事項を記載しています。続いて、4) 工事施工（下水道、上水道共通）をご覧ください。施工時に問題が発生した場合の責任の所在や対応、交通誘導員の配置、工事実施中の周辺環境への留意事項、設計変更の協議に関する内容を記載しております。次に、32 ページ 5) 工事施工（下水道）をご覧ください。ここでは、写真管理の方法や副管の設置条件、圧送管に関する内容を記載しております。続きまして、35 ページの 6) 工事施工（上水道）をご覧ください。配水管の管種条件や協議すべき事項、竣工図の提出仕様について記載をしております。続きまして、38 ページ 4.3 性能に関する要件をご覧ください。ここでは、各業務に関する性能を保証するための要件を記載しています。以上が要求水準書（案）についての説明でございます。

委員長： 事務局より、要求水準書（案）について説明がありましたが、ただいまの説明についてご意見等はございますか。

委員： 28 ページ表 4-1 計画汚水量及び汚水量原単位について、計画汚水量の有効数字が 1 桁ですが、対象面積と汚水量原単位は有効数字 4 桁となっており、整合がとれていないのでは。また、計画汚水量について日最大や時間最大の定義が明確に記載されておらず、事業者が判断しにくいいため整理したほうが良いのではないのでしょうか。

事務局： 有効数字については整合させていただきます。計画汚水量についても、確認の上、表記の方法について検討させていただきます。

委員： 31 ページ 4) 工事施工（下水道、上水道共通）の⑩、⑪の事前調査、⑯の井戸調査について、事前に局で積算し、費用を計上しているのですか。二点目は、P38③圧送・圧力の適用についてとありますが、圧送・圧力方式ではないのですか。

事務局： 事前調査については、工事着手前に施工業者におこなってもらうのですが、補償等の費用は見込んでおりません。補償などが発生する様なところについては、契約後受注者と協議をおこない。より詳細な調査費用と補償費が発生し、必要と判断した場合は設計変更の対象とさせていただきます。二点目については文言を修正させていただきます。

委員： 事前調査などの調査費用は事前に見込まれていないということか。

事務局： 現時点で明らかに調査が必要な箇所というのは、基本設計しかないため精査できていませんが、契約後、実際に現地調査等を行って必要な箇所について

は費用を計上していきます。

③提出書類作成要領及び様式集(案)について

事務局： 続きまして、プロポーザル関係資料のうち、提出書類作成要領及び様式集(案)について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。提出書類のうち、第1段階で行う応募資格審査に関する書類を記載しております。各様式については、4ページから23ページに添付しております。これらの書類によりまして、上下水道局が求める資格要件を満たしているかを、確認します。次に、3ページをご覧ください。こちらの一覧表には、第2段階で行う提案内容の審査に必要な書類を記載しております。各様式については、24ページから60ページに添付しております。上下水道局では、提案価格の審査として、提案価格が見積上限額以下であることを確認のうえ、基礎審査として、要求水準書への適合を審査します。また、技術評価審査のうち、設計企業、建設企業及び協力企業の実績などについても、上下水道局にて確認いたします。その後、選定委員会の委員の皆様へ、技術評価審査として、提案内容をご確認のうえ、評価いただくこととなります。なお、委員の皆さまに評価いただく項目に関する様式は、49ページから60ページに添付しております。これら様式の記載内容については、昨年度含まれておりました辻地区に関する内容を削除しております。後程ご説明する技術提案書評価シートの内容とあわせて説明させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして、お手元資料のA3横長の污水管渠平面図(懸案地点)をご覧ください。この資料には、各地区の設計や施工にあたっての、注意すべき地点と、現場の状況写真を表示しております。2地区とも、道路幅員の狭い路線が多いうえに、低宅地が点在するほか、岩盤層も想定されます。この資料につきましては、選定委員会の委員の皆様へ、技術評価審査において、提案内容を評価いただく際の参考資料として、ご活用いただきたいと思いますと考えております。

以上で提出書類作成要領及び様式集の説明を終わります。

委員長： 事務局より、説明がありました。ただいまの説明についてご意見等はございますか。

全委員： 意見なし。

④基本協定書(案)について

事務局： 続きまして、基本協定書(案)について説明させていただきます。

まず、第1条にこの協定の目的としまして、工事請負契約、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の各契約の締結に向け、上下水道局及び契約候補者の義務を定めるとともに、契約候補者が、事業契約を締結する候補者として選定されたことを確認する内容としております。次に、2ページ下段か

ら 3 ページの第 6 条をご覧ください。事業契約の締結としまして、設計業務、工事監理業務、及び建設工事の各業務につきまして、費用として、各業務の提案価格及び履行期限を記載しております。但し、各業務とも業務範囲に増減がある場合は、変更積算額に請負率を乗じた額に変更することとしております。さらに、今回は詳細設計完了予定分の建設工事に関しては、別途詳細設計成果を確認のうえ、契約締結する旨、記載を追加しています。

続きまして、5 ページの第 10 条をご覧ください。ここでは局の解除権について定めており、その中で 6 ページの④において応募資格要件の喪失に関して記載しております。まず、契約候補者の代表企業及び構成員が、基本協定日から設計業務委託契約日までの間に、募集要領に定める資格要件を喪失した場合は、事業契約は行わないこととしております。次に、設計業務委託契約後に、代表企業が、資格要件を喪失した場合は、設計業務委託契約は存続し、建設工事に関する部分は、終了することとなります。構成員が、資格要件を喪失した場合は、その構成員を除外するとともに、新たに審査書類を提出し、局が資格要件を確認したうえで、出資比率の変更、又は構成員の追加を認めることとしております。本日、協定書と共にお配りしております契約書（案）につきましても、プロポーザル関係資料とともに公表予定であります。加古川市上下水道局の定型様式を基本的に流用したものでありますので、ご説明は割愛させていただきます。

以上が、基本協定書（案）についての説明でございます。

委員長： 事務局より、説明がありましたが、ただいまの説明についてご意見等はございますか。

委員： 他の公告資料に比べて文字が小さいと思われるため、整合した方が良いのではないですか。

事務局： 承知しました。

委員長： 他にご意見等が無いようであれば、議事（2）志方地区外公共下水道整備事業（第 2 工区）プロポーザル関係資料については委員からいただいたご意見の内容を参考にプロポーザル関係資料への反映を検討し、公表に向けた手続きを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： それでは、事務局は、プロポーザル関係資料の公表手続きを進めてください。引き続き、次第に沿って進めたいと思います。議事（3）事業者選定基準（案）及び技術提案書評価シート（案）について」に関しまして、資料の説明を事務局よりお願いします。

(3) 事業者選定基準(案)及び技術提案書評価シート(案)について

この議事については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、加古川市情報公開条例に基づき、非公開とさせていただきます。

7 閉会

事務局： 次回は来年1月頃に第2回選定委員会として事業者によるプレゼンテーションを予定しております。日程につきましては、各委員とも11月頃に日程を調整させていただきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。